

登録免許税法施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 登録免許税の納付の委託制度について、納付の委託に係る通知、納付受託者の指定の基準等を定めることとする。(第23条の2～第23条の11、第24条、第26条、第1号書式、第2号書式関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 3 この省令は、別段の定めがあるものを除き、令和4年4月1日から施行することとする。(附則第1項関係)